

社說

今後の銀行問題

りては明に金價暴騰の弊を感し其勢を制して事業の振興を望むもの多しと云ふ斯くの如く世界の金貨國が銀價の恢復に熱心なるを見れば萬國複本位制の成立は決して架空の事に非ざる可し其方法は今更云々までもなく有力の商賈國が同盟して金銀の比價を定め在來の金貨國は一時銀貨の自由鑄造を止めにして單に政府に於てのみ鑄造發行し其市價の自から法定比價と一致したる後に至りて金銀貨の自由鑄造を行へば爾後同盟國の爲換相場は一定して貿易上に非常の便利を致し金銀の產出に變動あるも物價は動搖せずして幣制上より經濟社會の紊亂を招くの憂なきに至る可し現に今日熱心に銀價の恢復を謀るものは米國にして現在大統領が選舉競争の際幣制の基礎を堅固にす可しと云へる豫約もあれども此手段は却て金價の騰貴を促して米國自から苦しむの結果あるのみなれば容易に急激の處分に出づるとはかかる可し傍々複本位制の前途は金貨論者とすれば或は三億七千八百萬弗の銀貨并に一億五千六百萬弗の銀券を處分して純然たる金貨本位を取るやも計られず然らず萬國複本位は一頃控を來す可しとの説を實行せんとするものなり其恢復の方針は第一に萬國複本位制の成立にあり若しも容易に成立の見込なしと唱ふるが如く否運のものに非ざれば其成立の時のみぞ我國が眞に幣制を改革するの時機にして或は機を見て其成立に助力するも決して不得策なりと云ふ可らず世人が常に各國貨幣政策の如何を察して緩急の準備を施し苦しみの結果あるのみなれば容易に急激の處分に出づるとはなるべく既に其成立の時のみぞ我國が眞に幣制を改革するの時機にして或は機を見て其成立に助力するも決して不得策なりと云ふ可らず世人が常に各國貨幣政策の如何を察して緩急の準備を施し完全の幣制に移らんふと我輩の切望する所なりし完全の幣制に移らんふと我輩の切望する所なり

○臺灣法官と憲法

第五十八條

臺灣高等法院長高野孟矩氏の進退に關しては豫て朝野の間に喧嘩議論ありしが去る一日非職の辭令書は書留郵便を以て内閣より高野氏の住所へ送り届けられ同氏よりは抗議書を辭令書に添へ書留を以て直ちに内閣へ返送したるよし今す此問題に關して大審院邊の議論を如何といふに内閣の處分を可とするもあれば高野氏の抗議を當然とするもあり試みに各種の説を列記せんに大要、左の四説は其の重なるものなり。

第一説に曰く一國が憲法を新領土に施行せんとするとき必ず先づ何年何月より施行すべき旨を公示せざるべからず日本が臺灣を得てより今日に至る迄未だ憲法を該明に施行すべき旨の公示あらず故に憲法は未だ臺灣に適用せられざるものと見て可なるべく既に憲法、刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、其職を免せらるゝふとなしとするが如きも勿論、臺灣の法官に適用すべきものにあらず即ち臺灣法官は終身官にあらず内閣が高等法院長に非職を命じたるは敢て失當にあらざるなりと

第二説に曰く日本は法治國なり法治國に於て法令の骨髓となるは憲法なり臺灣にして既に日本の領土となりたる以上は日本の憲法を奉戴し憲法の可配を受くるは言ふまでもなら之を譬ふるに憲法は太陽の如く法律は物體の如し太陽は照さる所なく唯だ其光の及ばざる部分は物體の蔽ふて影を作すに外ならず日本の憲法は北海道及び沖縄縣をも可配せりと雖も例へば選舉權

臺灣法官と憲法
第五十八條

第三版賣切れ
福翁百話の第三版は既に
賣切れ、第四版の印刷中
第三版賣切れ

星野元治法務長官里正直哉氏の選舉に關しては實質的問題に喧嘩しき議論ありしが去る一日非職の辭令書は書留郵便を以て内閣より高野氏の住所へ送り届けられ同氏よりは抗議書を辭令書に添へ書留を以て直ちに内閣へ返送したるよし今す此問題に關して大審院邊の議論を如何といふに内閣の處分を可とするもあれば高野氏の抗議を當然とするもあり試みに各種の説を列記せんに大要、左の四説は其の重なるものなり

第一説　に曰く一國が憲法を新領土に施行せんとするとき必ず先づ何年何月より施行すべき旨を公示せざるべからず日本が臺灣を得てより今日に至る迄未だ憲法を該島に施行すべき旨の公示あらず故に憲法は未だ臺灣に適用せられざるものと見て可なるべく既に憲法、臺灣に行はれざるものとせば其第五十八條「裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、其職を免せらるべきものにあらず即ち臺灣法官は終身官にあらず内閣が高等法院長に非職を命じたるは敢て失當にあらざるなりと

第二説　に曰く日本は法治國なり法治國に於て法令の骨體となるは憲法なり臺灣にして既に日本の領土となりたる以上は日本の憲法を奉戴し憲法の司配を受くるは言ふまでもなく之を譬ふるに憲法は太陽の如く法律は物體の如し太陽は照さる所なく唯だ其光の及ばざる部分は物體の蔽ふて影を作すに外ならず日本の憲法は北海道及次沖縄縣をも司配せりと雖も例へば選舉權

職又は「法律せらるゝみとなし」云々と更に明確に裁判官の獨立を保障せり即ち憲法は其自身に活動する能はざるものたるふと明かなり茲に又明治二十九年法律第六十三號第五條に「現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む」とあり裁判所構成法にしては未だ其一部をだ臺灣に施行すべき旨の勅令を發せられず故に臺灣法官の終身官たるや否やは裁判所構成法ど毫も關係を有せず別段の法令にして明かに其の終身官たるを定めざる限り憲法の條文のみを以て直に之を終身官と断定するは不可なり

第四說 に曰く臺灣總督府法院條例第四條第三項に「裁判所構成法に於て判事たるの資格を有するものにあらざれば判官たるふと特す」であり裁判所構成法に於て判事たるの資格を有するものを以て判官に充つるとある以上は憲法の保障を受くるに於て臺灣の判官も内地の裁判官と異動あるべき筈なし憲法の明文は法律待つて運用せらるゝもあれば又中には自衛の効力を有するも亦臺灣の法官に關して裁判所構成法に似たる或法令の規定なく而して特に法令を以て其終身官にわらざるふとを明定せざる限り憲法の保障は矢張臺灣の法官にも及ぶものと見做すべし憲法第五十八條あるが上に裁判所構成法第七十三條あるは是れ法律の能

未だ臺灣には
裁判官の中に
具ふるものなし
財産を安全に
んするみそ傳
今後の成程一
は内閣に對して
ては大審院に
にもあらす嘴だ
ては他日、帝
さるだけの用
ては大審院に
んとなり
○日露戦は
國は報じて曰
るの體悟を以
ざる事實にて
駄筋所として
の對岸ローズ
に於て五千の
れ單に二百人、
に駐屯せしむ
ヒ居れり又京
るややは今連

第三版賣切れ
福翁百話の第三版は
賣切れて第四版の印
第三版賣切れ
第三版賣切れ

が憲法上の公事の除外例を特
定するのみと規定するもの
として憲法の本の新領土と
理のあるべきせば其第五十
すべきものたに非職を命じ
論なしと雖も有するもの
、初めて實行第五十八條は
へども此保障規定に依らざ
にも拘らず裁及第七十五條
は懲戒の處分轉所、停職、免

く完備せざるも
法文なきは法令
とて法令が除
地裁判官と均
るべく唯だ其
るが其第三
其理由と同調
の如き一説を
第五説・臺灣
法律の効力を
般の法律勅令
なし裁判所構
目を命ぜられ
於て「云々と
所構成法に於
判官の資格が
備せす依りて
立法の精神
・••••
目を命ぜられ
於て「云々と
所構成法に於
判官の資格が
備せす依りて
立法の精神
・••••
未だ臺灣には
内閣の專權に
官とするに就
る際、氏が今
にあらず全く
具ふるものと
んずるふそ得
財産を安全に
今後の成行
は内閣に對して
ては大審院に
にもわからず唯
るの覺悟を以て
さる事實にて
ては他日、帝
さるだけの用
んどなり